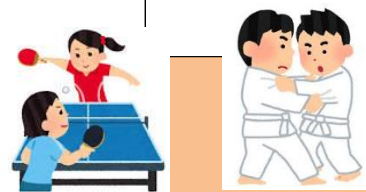




11月4日～11月10日の予定

月日	授業						校内行事	校外行事・分掌・学年等の行事	給食	部活 終了	スクールバス		完全 下校
	朝	1	2	3	4	5					6	1便	
4月	朝読書	振替休日											
5火	全校朝会	月1	月2	月3	月4	月5	月曜普通日課 教育相談① 清掃ローテーション 立候補受付① 朝：全校朝会（選挙告示） 給食12:45~13:40 清掃14:40~14:55（ローテーション） 終会15:05~15:20 教育相談15:30~16:20	・緊急地震速報訓練10:00 ・小野寺先生による巡回相談・ 教育相談10:40~12:45	○	17:00	15:30	17:15	17:15
6水	学年裁量	水3	水4	水5	水6	/	普通日課 教育相談② 朝：学年裁量 給食12:45~13:40 終会13:50~14:05 教育相談14:15~15:05	・推薦委員会①15:20~16:10	○	なし	14:15	15:15	15:15
7木	視写／打合せ	木1	木3	木4	木6	木5	普通日課 教育相談③ 立候補受付② 朝：視写/打合せ 給食12:45~13:40 清掃14:40~14:55 終会15:05~15:20 教育相談15:30~16:20		○	17:00	15:30	17:15	17:15
8金	学年集会	火1	火2	火3	火4	火5	火曜普通日課 教育相談④ 立候補受付③ 朝：学年集会 給食12:45~13:40 清掃14:40~14:55 終会15:05~15:20 教育相談15:30~16:20	・PTA正副会長会②18:00交流室	○	17:00	15:30	17:15	17:15
9土							県新人決勝大会 やまがた教育の日 			可			
10日							日大山形高等学校説明会 市民卓球大会（プラザ）			なし			

11月1日（本日）より改正道路交通法が施行されます

<改正のポイントは2点！>

1 「ながらスマホ」に対するペナルティ|罰則・自転車運転者講習

今改正で、自転車の運転中にいわゆる「ながらスマホ」をすることが禁止され、罰則の対象となりました。自転車の運転中に「ながらスマホ」をした者は「6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金」に処されます。また、「ながらスマホ」は「自転車運転者講習」の対象となり、自転車運転者講習の受講を怠ると「5万円以下の罰金」となります。



【補足】自転車は、法律上は自動車と同じ「車両」と見なされます。自転車を運転していれば、中学生といえども、免許証は持ってなくても「車両の運転手」となります。その自覚をもって、安全第一で運転することが求められています。◎詳細については、自分で調べてみてください。

2 自転車の酒気帯び運転に対するペナルティ|罰則・自転車運転者講習

こちらの内容は、中学生には直接関係ないので割愛します。

<お詫び> 先週お配りした合唱コンクールの案内文書において、2年3組指揮者の山田朔太郎さんの字に誤りがありました。大変申し訳ございませんでした。